

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号。以下「機構法」という。）第15条第1項第9号の規定に基づき、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が行う産業技術に関する外国の研究者が参加する研究開発に対する助成（以下「助成」という。）に関する手続き等を定め、もって国際共同研究に対する助成事業の適正な運営を図ることを目的とする。

(適用)

第2条 機構が行う助成については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、機構法、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成15年経済産業省令第120号）、新エネルギー地域活動支援事業費補助金交付要綱（平成12・06・01資財第3号。以下「要綱」という。）並びに独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構業務方法書（15度新エネ総第1001004号）に定めるところによるほか、この規程による。

(助成の対象)

第3条 助成は、外国の研究者が参加する産業技術に関する研究開発に必要な費用について、第5条から第9条に定めるところにより決定した研究チームに対して行うものとする。

(助成の額及び期間)

第4条 助成の額は、研究開発に必要な費用について、当該年度の予算額を勘案のうえ決定する。

2 助成の期間は、原則として3年を限度とする。

(助成対象の募集)

第5条 機構は、助成の対象を決定するに際し、研究開発課題を公募するものとする。

(応募できる研究チームの要件)

第6条 助成に対し応募をすることができる研究チームは、次の要件を満たすものとする。

- 一 研究チームは、申請する研究内容を適切に実施する能力を持つ研究者で構成されていること。また、単に各研究者が分担して研究を行うだけでなく、研究者が相互に密接に連携し、「共同研究チーム」としての活動を行い、共同研究の有効性の生かせる研究チームであること。
- 二 研究チームの構成者は、原則として研究機関に所属し、研究計画の遂行及び研究活動に係る会計管理に関して責任を持てる人物であること。
- 三 研究チームを構成する研究者が原則として4名以上であること。
- 四 研究チームを構成する研究者の国籍が2か国以上であること。
- 五 研究チームを構成する研究者の所属機関（共同研究を実施する研究機関）が複数国に存在し、研究チームを構成する研究者のうち1名は日本国内に主たる事務所を有する法人の研究機関に属していること。
- 六 研究チームを構成する研究者の中から研究代表者を定めること。  
研究代表者は、研究チームを代表し、研究計画の作成、実施に当たり、中心的役割を果たす人物を選定すること。
- 七 研究チームを構成する研究者の中から経理に係る事務を行う者（以下「会計担当者」という。）が選任されていること。  
会計担当者は、チーム内の会計事務を行うため、会計担当者の所属する研究機関の所在地及び研究の実施場所は日本国内とし、会計についてはNEDOとのコミュニケーションを日本語で行うことのできる者を選定すること。

(応募)

第7条 機構は、助成の申請をしようとする研究チームに対し、研究代表者から研究開発課題及び研究チームに関し必要な事項を記載した申請書により応募させるものとする。

2 機構は、申請書を提出させるに当たっては、研究チームを構成する研究者の所属機関において、申請に係る研究を実施することについて、当該機関の長の承諾書又は当該研究者が申請に係る研究を当該機関において円滑に実施しうる権限を有する者であることを証する文書のいずれかを添付させるものとする。

(審査委員会)

第8条 機構は、応募のあった研究開発課題及び研究チームを審査させるため、産業技術に関し学識

経験を有する者から構成する審査委員会を、別に定めるところにより設置するものとする。

- 2 審査委員会の審査は、当該研究開発課題が、基礎的、先導的かつ独創的であるか又はエネルギーで石油に代替するものの製造、発生若しくは利用のための産業技術でその実用化の推進を図ることが特に必要なものに関するものであること、産業技術の国際的な技術の向上及び新規産業技術の創出の基盤形成を図り、もって我が国産業技術力の向上に資するものであること等を基準として行うものとする。

(助成の決定)

第9条 機構は、前条に定める審査委員会に、助成の対象となるべき研究開発課題及び研究チームの候補を選定させることにより、助成を決定するものとする。

(決定の通知)

第10条 機構は、前条に定めるところにより助成を決定したときは、速やかに研究代表者に対し決定の通知をするものとし、通知に当たっては、必要な条件を付するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 機構は、前条に基づく助成の決定の通知を受けた研究代表者が、当該通知を受けた日から20日以内に申請の取下げを行ったときは、当該決定はなかったものとする。

(請求及び支払)

第12条 機構は、会計担当者から助成の請求を受けるものとする。

2 機構は、前項の請求に基づき、会計担当者に支払いを行うものとする。

3 機構は、前項の支払いを行ったときは、会計担当者から領収書を徴するものとする。

(申請内容の変更等)

第13条 機構は、次の各号の一に該当することとなったときは、研究代表者からあらかじめ変更承認申請書を提出させ、その承認を受けさせるものとする。

- 一 研究を中止又は廃止しようとするとき。
- 二 研究代表者又は会計担当者を変更しようとするとき。
- 三 助成を受けた研究者（以下「助成研究者」という。）を変更しようとするとき。
- 四 研究開発の内容の重大な変更をしようとするとき。
- 五 その他機構が必要と認めるとき。

2 機構は、前項の承認に際し、必要な条件を付することができる。

(研究報告書の提出)

第14条 機構は、助成を行った会計年度が終了したときは、研究代表者から当該会計年度終了後2か月以内に、その年度に係る研究の実施結果に関する報告書（以下「研究報告書」という。）を提出させるものとする。

2 機構は、前項による当該会計年度が助成期間の最終の年度であるときは、前項に掲げる研究報告書に、助成期間に係る研究成果に関する内容を加えて提出させるものとする。

3 機構は、第16条に基づき、助成の決定の取消しを行った場合、研究代表者から、同条第1項第1号については取消通知を受理した日までの期間、同条第1項第2号については中止又は廃止が承認されるまでの期間の研究報告書を提出させるものとする。

(発表の届出)

第15条 機構は、研究チームに対し、助成事業による研究成果を助成期間終了後2年以内に学会又は学術雑誌に発表させるものとし、その際、機構の助成による研究の成果である旨を明記させるものとする。

2 機構は、研究チームが前項の発表を行った場合には、当該発表の内容を示す文書又は刊行物等を機構に提出させるものとする。

3 機構は、研究チームが前項の期間内に研究成果を発表できない場合には、その事由を当該研究代表者から報告させるものとする。

(助成の決定の取消し)

第16条 機構は、次の各号の一に該当する場合には、助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、当該研究のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 一 第10条に基づき付した条件に違反したとき。
- 二 第13条第1項各号の承認申請において必要と認めるとき。

2 機構は、前項の取消しをしたときは、その旨を速やかに研究代表者に通知しなければならない。

(返還等)

第17条 機構は、前条の規定に基づき、助成の決定を取り消した場合においては、助成の額のうち当該取消しに係る部分については、これを返還させなければならない。

2 機構は、前項による返還を行わせるに当たっては、期限を定めて返還を請求するものとする。

(成果の取扱い)

第18条 機構は、助成によって発生した知的所有権については、当該知的所有権に係る研究を行った助成研究者又は研究チームに帰属させるものとする。

(継続の申請)

第19条 機構は、助成を決定した研究開発課題及び研究チームで次年度以降継続が予定されているものについては、研究代表者から継続申請書を提出させるものとする。

2 継続に係る助成の手続に関しては、第9条から第12条の規定に準じて取り扱うものとする。

(実施要領)

第20条 この規程の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成15年10月1日から実施する。